

県民によるがん対策促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年4月鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、県民によるがん対策促進事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、県内に活動の拠点を置く法人又は団体が、がん患者への相談支援活動を行う場合や、がん検診受診促進に係る啓発活動を行う場合に必要な経費を支援することにより、がん患者に対する相談や情報提供を行い、又、広く県民にがんに関する正しい知識の普及啓発を図ることを目的として交付する。

(補助金の交付)

第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表の第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う同表の第2欄に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の額は、補助事業に要する別表の第3欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）に、同表の第4欄に定める率（以下「補助率」という）を乗じて得た額（同表の第5欄に定める額を上限とし、1千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てた額。）以下とする。

なお、当該年度中、交付申請以前に行われた支出であっても、知事が補助事業対象に適合すると認められる場合については、補助対象経費として認めるものとする。

3 前2項の規定に関わらず、本補助金以外の規則に基づく県の補助金及び交付金の交付対象となる事業については、本補助金は交付しないものとする。

4 なお、鳥取県産業振興条例（平成23年12月鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施にあたっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

(交付申請の時期等)

第4条 本事業を行う団体等は、当該年度の2月末までに、本補助金の交付申請を行わなければならない。

2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第1号及び様式第2号によるものとする。

3 本補助金の交付を受けようとする者は、当該者が免税事業者、簡易課税事業者、特定収入割合が

5パーセントを超えている公益法人等（消費税法別表第三に掲げる法人及び同法第2条第7項に規定する人格のない社団等）若しくは地方公共団体であるとき、又は仕入控除税額が明らかでないときは、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

（交付決定の時期等）

第5条 本補助金の交付決定は、原則として交付申請を受けた日から20日以内に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。

3 知事は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

（承認を要しない変更）

第6条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、本補助金の増額又は事業の目的に特に影響を及ぼすと認められる内容の変更以外の変更とする。

2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

（実績報告の時期等）

第7条 規則第17条第1項の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、次に掲げる日までに行わなければならない。

（1）規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあつては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から20日を経過する日

（2）規則第17条第1項第3号の場合にあつては、補助事業の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月20日

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

3 本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。

4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式第4号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

(雑則)

第8条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、福祉保健部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年6月5日から施行し、令和2年度事業から適用する。

なお、鳥取県がん啓発活動助成事業補助金交付要綱（平成30年2月28日付201700294086第号）及び鳥取県がんカフェ運営支援事業補助金交付要綱（平成30年6月6日付第201800060431号）は廃止する。

附 則

この要綱は、令和6年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行し、令和7年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年10月3日から施行し、令和7年度事業から適用する。

別表（第3条関係）

	1 補助事業内容	2 補助対象者	3 補助対象経費	4 補助率	5 補助上限額
(1) がんカフェ 運営支援事業	<p>がん患者の悩み等を語り合うための場を提供する「がんカフェ」を運営する等がん患者への相談支援活動を行う事業</p> <p>※ただし、集団への相談支援を対象とし、個別支援に係る経費（個別面談等）は対象外とする。</p>	県内に活動の拠点を置く法人又は団体	<p>補助事業を実施するために必要と県が認める経費</p> <p>賃金、報償費及び旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、備品購入費）、役務費（通信運搬費）、広告料、使用料並びに賃借料、委託料</p>	1 / 2	<p>がんカフェ</p> <p>1箇所につき</p> <p>300千円</p>
(2) がん啓発活動支援事業	<p>がん検診受診促進を目的に取り組む啓発活動及びがん患者会への講師等派遣</p>		<p>※なお、団体の運営に係る経常的な経費、団体構成員に対する個人給付的な経費、食糧費（事業実施に必要な不可欠なものは除く）等、交付対象として不適当と認められる経費は対象としない。</p>	1 / 2	<p>1団体につき</p> <p>100千円</p>

様式第1号(第4条関係)

年 月 日

鳥取県知事 平井 伸治 様

住 所
申請者 氏 名
(団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

〇〇年度県民によるがん対策促進事業補助金交付申請書

県民によるがん対策促進事業補助金の交付を受けたいので、鳥取県補助金等交付規則第5条の規定により、下記のとおり申請します。

記

補助事業等の名称	〇〇年度県民によるがん対策促進事業補助金
算定基準額(見込み)	
交付申請額	
添付書類	1 事業計画書 2 収支予算書(に準ずる書類)

(注) 算定基準額が確定している場合は「算定基準額」欄の「(見込み)」を削除すること。

様式第1号(第7条関係)

年 月 日

鳥取県知事 平井 伸治 様

住 所

申請者 氏 名

(団体にあっては、名称及び代表者の氏名)

〇〇年度県民によるがん対策促進事業補助金実績報告書

年 月 日 第 号による交付決定に係る事業の実績について、鳥取県補助金等
交付規則第17条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

記

補助金等の名称	〇〇年度県民によるがん対策促進事業補助金	
交付決定	算定基準額	交付決定額
実績		
差引		
添付書類	1 事業報告書 2 収支決算書(に準ずる書類)	

様式第1号（第4条、第7条関係）

県民によるがん対策促進事業補助金実施計画（報告）書

区 分	内 容
1. 事業の名称	
2. 事業の目的・ 場所	
3. 実施体制	
4. 事業内容	補助金を受けて実施する事業の内容を、「いつ、誰を対象に、どこで、何をどのように」実施するのか具体的に記載してください。
5. 公益性	本事業が与える影響や効果について記載してください。
7. 他の補助金等の 活用	あり ・ なし ↓ 「あり」の場合にはその助成額が分かる書類を添付すること。

県民によるがん対策促進事業収支予算（決算）書

1 収入

区 分	予算額 (A)	決算額 (B)	差引額 (A) - (B)	内訳明細
本補助金				
自己資金				
うちその他助成 金				
うち寄附金				
計				

2 支出

区 分	予算額 (A)	決算額 (B)	差引額 (A) - (B)	内訳明細
計				

第 号
年 月 日

様

鳥取県知事

〇〇年度県民によるがん対策促進事業補助金交付決定通知書について（通知）

〇〇年〇〇月〇〇日第〇〇〇〇号の申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった県民によるがん対策促進事業費補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年4月鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 補助事業

本補助金の補助事業は、・・・とする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

- | | | |
|-----------|---|---|
| (1) 算定基準額 | 金 | 円 |
| (2) 交付決定額 | 金 | 円 |

3 本補助金の額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について、県民によるがん対策促進事業補助金交付要綱（令和2年6月5日付第202000050004号福祉保健部長通知。以下「要綱」という。）第3条第2項及び第5条第3項の規定を適用して算定した額と、前記2の(2)の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

4 補助規程の遵守

本補助金は、その收受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規程に従わなければならない。

第 号
年 月 日

鳥取県知事 様

事業実施主体の長

〇〇年度県民によるがん対策促進事業補助金仕入控除税額報告書

〇〇年〇〇月〇〇日付第〇〇〇〇号で交付決定がありました県民によるがん対策促進事業補助金について、県民によるがん対策促進事業補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第7条第4項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 交付要綱第5条の規定による交付金額の確定額

（〇〇年〇〇月〇〇日付第〇〇〇〇号による交付金交付決定額）

金 円

2 消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額

金 円

3 補助金の額の確定までに減額した仕入控除税額

金 円

4 補助金返還額（2から3の額を差し引いた額）

金 円

5 添付資料

- （1）消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算方法や積算内訳等を記載した書類
- （2）課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告書（写し）
- （3）課税売上割合・控除対象仕入れ税額等の計算表（写し）

様式第4号 別紙

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の計算方法や積算の内訳等を記載した書類

- 1 法人名
- 2 法人住所
- 3 代表者職氏名
- 4 補助事業名
- 5 補助金額
- 6 当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
- 7 6の計算方法や積算の内訳

(1) 補助対象経費（補助金の使途）の内訳

区分	課税仕入れ				非課税仕入れ	合計
	課税売上 対応分	非課税売上 対応分	共通対応分			
経費の内訳	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇
	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇
	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇

(2) 課税売上割合 〇〇%

(3) 補助金に係る仕入控除税額の計算方法